

介護 ■所得段階区分の基準が変わりました

13段階に分かれている介護保険料の区分のうち、第1・2・4・5段階の対象者を次のとおり変更します。

☎市民税課保険科係
(☎0848-38-9145)

区分	対象者(線部分が変更点)			保険料(年額) ※変更なし。
第1段階	本人が 市民税非課税	生活保護の受給者		
		世帯全員が 非課税	・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が 80万9千円 以下の人	20,500円
第2段階			前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が 80万9千円 を超え120万円以下の人	30,900円
第4段階		世帯内に 課税者がいる	前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が 80万9千円 以下の人	65,400円
第5段階			前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が 80万9千円 を超える人	71,900円

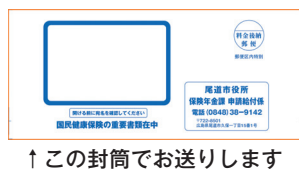
8月1日から
使用する資格確認書
(保険証に代わるもの)
等を送付します

国保 75歳未満の人
■資格確認書や資格情報のお知らせの
定期更新

令和6年12月の保険証廃止に伴って、今回からマイナ保険証の保有状況に応じた書類を送付します。

8月1日(金)から使用する資格確認書等を7月末日までに郵送します。8月からは新しい資格確認書等を使用し、有効期限が切れた保険証等とは自分で廃棄してください。

■マイナ保険証がある人：
資格情報のお知らせ
(A4白色)



↑この封筒でお送りします

■マイナ保険証がない人：
資格確認書(水色)



↑この封筒でお送りします

今回は、世帯主宛に個人ごとに通知します。例えば、世帯に国保加入者が5人いる場合は5通届きます。

☎保険年金課(☎0848-38-9142)

国保 ■「限度額適用認定証」、「限度額適用・
標準負担額減額認定証」の更新

医療機関を受診するときに、資格確認書に添えて認定証を提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。住民税非課税世帯の人は更に入院時の食費等が減額になります。現在交付している認定証の有効期限は7月末です。新しい認定証が必要な人は、申請してください。

☎被保険者番号が分かるもの、来庁者の本人確認書類(免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーカード等
申請場所 保険年金課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

郵送申請も可能です。市HPの申請書に記入し、資格確認書のコピーを添付してください。

☎保険年金課(☎0848-38-9142)

国保 後期

医療機関で、オンライン資格確認での区分開示に同意すれば、限度額適用認定証の提示は不要になります。
(国保は、国保料に滞納がある場合、区分開示に同意されても開示されません。オ・低所得者Ⅱの人が90日以上入院し、食費減額の認定を受けるには申請が必要です。)

後期 75歳以上の人(65歳以上75歳未満の
障害認定により後期高齢者医療に加入
している人を含む)
■資格確認書の定期更新

8月1日(金)から使用する新しい資格確認書(橙色)を7月末日までに広島県後期高齢者医療広域連合から郵送します。(マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書を交付します。)



※詳しくは広島県後期
高齢者医療広域連合
HPをご覧ください。

▲連合HP

この封筒でお送りします。↑

※8月以降は新しい資格確認書を使用し、有効期限切れの資格確認書・認定証は、ご自分で廃棄してください。

☎保険年金課(☎0848-38-9135)
広島県後期高齢者医療広域連合
(☎082-502-3010)

後期 ■「限度額適用認定証」

限度額適用認定証の交付はありません。マイナ保険証が資格確認書で自己負担限度額の減額が受けられます。

☎保険年金課(☎0848-38-9135)
広島県後期高齢者医療広域連合
(☎082-502-3010)

国民年金保険料の納付が難しいときは
免除・猶予制度をご利用ください

☎保険年金課(☎0848-38-9143)

経済的な理由(※)で保険料を納めることが難しい場合は、申請し承認を受けると全額か一部が免除されます。免除・猶予期間に応じて、将来受け取る年金額が減額されますが、10年以内であれば後から納めることができます。※新型コロナウイルス感染症の影響によるものは令和4年度分の申請まで可能です。

■免除申請(全額・一部) ☎前年所得が一定額以下の人、失業などの理由がある人

■納付猶予 ☎50歳未満(学生を除く)の人

■学生納付特例 ☎大学(院を含む)や専門学校などに在学する人

申請に必要なもの

○年金手帳(基礎年金番号通知書) ○委任状(同一世帯の親族でない場合) ○離職票(失業の場合)

○学生証など(学生納付特例を申請する場合) ○マイナンバーカードなど

○窓口で手続きする人の本人確認書類(免許証等顔写真のあるものは1点。それ以外は2点)

●マイナポータルで国民年金手続きの電子申請ができます

【手続きの例】

- ①国民年金第一号被保険者加入の届出
- ②国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料学生納付特例の申請

※マイナポータルで「利用者登録」が必要。
詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。



▲日本年金
機構HP

介護 ■「介護保険負担限度額認定証」の更新

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減するものです。

現在の認定証の有効期限は7月31日(木)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。

※初めての申請も随時受け付けています。

☎要介護・要支援認定を受けている次の要件にあてはまる人

利用者負担 段階	主な対象者	預貯金等の金額 (夫婦の場合)
第1段階	非課税世帯(※)であること。 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	1,000万円 (2,000万円) 以下
第2段階	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万9千円以下	650万円 (1,650万円) 以下
第3段階 ①	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万9千円超120万円以下	550万円 (1,550万円) 以下
第3段階 ②	非課税世帯(※)で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超	500万円 (1,500万円) 以下

(※)非課税世帯とは、本人・世帯分離している配偶者を含む世帯全員が市民税非課税の世帯。

☎本人と配偶者のすべての預貯金通帳などの写し(金融機関、支店名、口座番号、名義人、原則申請日直近から2カ月間の残高(非課税年金を含む年金振込履歴)のわかるもの)など

申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

※郵送申請も可能です。申請書の記入誤りや添付書類の不備がないよう、十分ご確認のうえ、送付してください。

☎高齢者福祉課(☎0848-38-9118)